

## ◎利用料(運賃)

\*いすみシャトルバス利用料

乗車区間	区 分	1回の利用料	回数券 (11枚綴)	定期券	
				1ヶ月	3ヶ月
夷隅地域内	こども(小学生以下の児童及び乳幼児)	無 料			
	生 徒(中学生)	100円	1,000円		
	生 徒(高校生)	200円	2,000円		
	おとな(上記以外)	200円	2,000円		
夷隅地域～ 茂原駅間	乳幼児	無 料			
	こども(小学生)	250円	2,500円		
	生 徒(中学生)	300円	3,000円		
	生 徒(高校生)	400円	4,000円	12,000円	34,200円
	おとな(上記以外)	500円	5,000円	通学15,000円 通勤19,500円	通学42,800円 通勤55,600円

\*市内循環バス利用料

路線名	区 分	1回の利用料	回数券 (11枚綴)	定期券	
				1ヶ月	3ヶ月
市内循環線 (内回り・外回り)	乳幼児	無料			
	こども(小学生)	100円	1,000円		
	生 徒(中学生)	100円	1,000円	3,000円	8,600円
	生 徒(高校生)	200円	2,000円	6,000円	17,100円
	おとな(上記以外)	200円	2,000円	通学6,000円 通勤7,800円	通学17,100円 通勤22,300円

○次の各号に該当する者は、いすみ市路線バス利用料(運賃)を半額といたします。

- (1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介護者
- (2)療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者及びその介護者
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者
- (4)高齢者(65歳以上)で、道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の4の規定により、運転経歴証明書  
の交付を受けた者

## ◎定期券及び回数券の販売場所

運行路線	定 期 券	回 数 券
いすみシャトルバス 市内循環線(内回り・外回り)	市役所夷隅庁舎・市役所大原庁舎 市役所岬庁舎	市役所夷隅庁舎・市役所大原庁舎 市役所岬庁舎・車内(※)

※回数券の車内販売については、一部取扱いのない区分もあります。



# 市内バス無料パスポートについて

75歳以上の利用者を対象に、市内循環バス・いすみシャトルバスの利用料が無料となる、『市内バス無料パスポート』を発行しております。

ご希望の方は、市役所にて申請をお願いいたします。

## 対 象 者

市内在住の75歳以上の方

## 必 要 書 類 等

- ①顔写真（縦3センチ×横2.4センチ） 1枚
- ②印鑑
- ③本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証など）

## 申請・問合せ先

大原庁舎	企画政策課	企画班	☎ 0470 - 62 - 1382
夷隅庁舎	地域市民局	地域市民班	☎ 0470 - 86 - 2111
岬 庁 舎	地域市民局	地域市民班	☎ 0470 - 87 - 2111

